

全麵連理事・監事 各 位
協組 理 事 各 各 位
青 年 助 部 会 長 各 各 位
賛 助 会 員 各 各 位

全国製麵協同組合連合会
会 長 鳥 居 憲 夫
(公 印 略)

「食品産業にかかる政策全般に関する課題、要望調査」へのご協力のお願
いについて

陽春の候 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標題の件につきましては、一般財団法人食品産業センターでは毎年、食品
関連業界の課題、問題等を取りまとめて、農林水産省へ要望を行なっております。

令和6年度において要望を行うにあたり、当会へ食品事業者が直面している食品
産業の政策全般に関する課題、問題に対する意見、要望を把握するための調査協
力の依頼がありました。

食品業界においても、食料のサプライチェーンの安定的な確保に向けて、エネル
ギー、原材料価格の高騰、環境問題、2024年問題など直面している様々な課題
への対応は重要な検討事項となっております。

つきましては、現在または今後事業に取り組んでいく中での、課題、問題または
お困りになっていることなどがございましたら、その内容と要望を、別紙の「記入
例」をご参考に「食品産業にかかる政策全般に関する課題、要望調査票」にご記
入いただき、FAXまたはEメールにて全麵連事務局宛に5月7日（火）までにご
回答くださいますようお願い申し上げます。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本調査へのご協力をいただきますようお願い申し
上げます。

なお、事業所名等の個人情報については外部に出ることは一切ありません。

記

(1) 同封書類

- 1) 「食品産業にかかる政策全般に関する課題、要望調査票」（回答用）1枚

※ 回答票につきましては、必要項目が記載されておりましたら、送付しま
した調査票に替えてご提出いただいてもかまいません。

- 2) 「食品産業にかかる政策全般に関する課題、要望調査票」（記入例）1枚

(2) ご回答期限

令和6年5月7日（火）

(3) 提出先及びお問い合わせ先

全国製麵協同組合連合会 事務局（担当：木下）
〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3
TEL 03-3634-2255
FAX 03-3634-1930
Eメール info@zenmenren.or.jp

以上

〈全国製麺協同組合連合会 行〉
F A X 03-3634-1930
Eメール info@zenmenren.or.jp

令和6年 月 日

【食品産業にかかると政策全般に関する課題、要望調査票】

事業所名 ()

課題領域	課題	要望の内容	備考

【食品産業にかかる政策全般に関しての課題、要望調査票】 (記入例)

令和5年 月 日

事業所名 (〇〇製麺株式会社)

)

課題領域	課題	要望の内容	備考
<p>●エネルギー、原材料価格、人件費等の高騰によるコスト上昇</p>	<p>(以下の着眼点を参考(これに限らず)に、各業界の生の課題を自由に記載する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格転嫁が円滑に進まない ・原材料価格の高騰 ・原材料の調達不安定化(原材料の切替等) ・コスト削減のための投資 ・植物油のエネルギー利用との兼ね(SAF) 	<p>予算措置、税制特別措置、規制措置などの制度(法令の制定改廃に以外にガイドラインの制定なども含む)、既存の施策の適用要件の改善、期限のある施策の延長、行政による調達の実施、行政の執行の改善(手続きの簡素化等負担軽減)、行政による関係者への情報提供・要請などを記載する。</p> <p>具体的な政策手法にこだわらず、課題の解決に必要と思われることを自由に記載する。</p>	<p>備考欄には、課題の背景にある事実や政策の検討・実施の状況など要望を裏付ける事実があれば適宜記載する(必ずしも記載する必要はない)。</p> <p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な価格形成に関する協議会(農林水産省)における検討 ・内閣官房及び公正取引委員会の連名で、労務費の転嫁に関する事業者(発注者及び受注者)にわたっての行動指針となる「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(以下「指針」)を策定
<p>●持続可能な食料システムへの移行</p>	<p>(以下の着眼点を参考(これに限らず)に、各業界の生の課題を自由に記載する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な原材料調達(国際的な認証品) ・脱炭素、GXのための投資 ・ビジネスと人権 ・脱プラスチック ・容器包装リサイクルコスト増加 ・非財務情報の開示(TCFD、TNFD、人への投資) ・食品ロス削減・食品リサイクル ・フードバンクへの食品提供 ・肥料の供給 	<p>同上</p>	<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際基準(コーデックス規格)との整合性を踏まえつつ行われている、食品表示の見直し ・加工食品の原料産地表示の検証 ・食品容器・包装がシナイプリスト
<p>●品質保証</p>	<p>(以下の着眼点を参考(これに限らず)に、各業界の生の課題を自由に記載する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示制度 ・食品衛生制度 ・CODEX ・ISO ・認証の取得(ISO、FSSC、JFSM) ・GAP 	<p>同上</p>	<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALLS処理水の海洋放出に伴い、中国船閘影響は、従来の禁輸対象であった福島や東京など10都県の水産物に加えて、日本産の水産物輸入を8月24日から全面的に停止を発表
<p>●輸出促進と国際展開</p>	<p>(以下の着眼点を参考(これに限らず)に、各業界の生の課題を自由に記載する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出先国の輸入規制への情報の不足 ・輸出先国の規制への対応能力不足(HACCP等) ・個々の企業では困難なプロモーション ・JERO、GFPAなど国際展開支援のプラットフォームのあり方 	<p>同上</p>	<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流革新パッケージ、物流革新緊急パッケージ等の策定、物流2法の改正 ・技能実習制度の発展的解消、育成奨励制度の創設や、特定技能2号の対象分野の追加。 ・食品産業の特長的な発展に向けた検討会(農林水産省)における検討
<p>●食品産業の改善・発達</p>	<p>(以下の着眼点を参考(これに限らず)に、各業界の生の課題を自由に記載する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流問題 ・中小企業の事業承継 ・外国人材の活用(技能実習制度、特定技能制度の改善等) ・AI・ロボットの活用 ・DX ・栄養改善・プロテインリッチ ・地域食品の振興 ・地域の農林水産物の活用 ・第三者評価機関の整備 	<p>同上</p>	<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流革新パッケージ、物流革新緊急パッケージ等の策定、物流2法の改正 ・技能実習制度の発展的解消、育成奨励制度の創設や、特定技能2号の対象分野の追加。 ・食品産業の特長的な発展に向けた検討会(農林水産省)における検討
<p>●その他</p>	<p>(上記課題領域に区分しづらいもの)</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

